

大東文化大学経済研究所所蔵図書資料等の除却に関する取扱要領

制定 平成29年1月13日

(趣旨)

第1条 この要領は、大東文化大学経済研究所（以下「研究所」）規程第2条に定める研究所の目的を達成するために、研究所が収集し、整理、所蔵する図書、その他文献資料等（以下「所蔵図書資料等」）を有効に活用するとともに、そのための環境の整備と破損、汚損、亡失または不要となった所蔵図書資料等を除却（廃棄）するための手続き、その他の必要な事項について定めるものである。

(除却の対象となる所蔵図書資料等)

第2条 この要領が除却の対象とする所蔵図書資料等は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 破損または汚損が著しく、利用に供しなくなったもの。
- 二 亡失または所蔵図書資料等を点検した結果、所在不明で回収の見込みがないもの。
- 三 研究所が認めた研究プロジェクトがその調査研究のために収集、活用した図書、その他の文献、資料等で、当該調査研究活動が終了し、研究プロジェクトから研究所へ返却され、保管しているもの。
- 四 研究所が認めた研究プロジェクトがその調査研究活動に利用していた図書その他の文献、資料等を当該調査研究の終了に伴い、研究所との合意事項に従って返却したもの。
- 五 前各号に定めるもののほか、研究所の所長（以下「研究所長」）が除却することが適当であると認めるもの。

(除却の基準)

第3条 前条各号に定める所蔵図書資料等の除却に関する具体的な基準は、次の各号に定める通りとする。

- 一 破損または汚損の状態が激しく、修復が困難で、本来の利用に供し得ないと認められるとき。
- 二 亡失または所蔵図書資料等を点検した結果、所在不明として記録された後、一定期間を経過しても回収できなかったとき。
- 三 本研究所に2年以上にわたって保管しているもののうち、現行の研究プロジェクトから分置貸出しの申請または任期中の専任研究員から保管を継続する要請がなかったとき。
- 四 調査研究活動を終了し解散した研究プロジェクトから返却された年度の次年度当初から、2年以上にわたって研究所に保管している間に、現行の研究プロジェクトからの分置貸出しの申請または任期中の専任研究員から保管を継続することについて要請がなかったとき。
- 五 調査研究活動を終了し解散した研究プロジェクトのメンバーであった専任研究員に再分置貸出し後、2年以上経過したもののうち、現行の研究プロジェクトから分置替えの貸出し申請または任期中の研究員から研究所内で保管するよう要請がなかったとき。
- 六 前各号に定めるもののほか、研究所長が除却処分をすることが適当であると認めるとき。

(除却すべき所蔵図書資料等の選定および決定)

第4条 除却処分すべき所蔵図書資料等の選定は、研究所の研究部会長が行ない、研究所運営委員会（以下「運営委員会」）の承認を得て、研究所長が除却を決定する。

2 研究所長は、所蔵図書資料等の除却を決定したときは、遅滞なく大東文化
大学経済学部（以下「経済学部」）教授会に報告するものとする。

（除却の手続き）

第5条 除却することが決定した所蔵図書資料等は、所定の除却手続きを経て、
これを処理する。

2 除却する所蔵図書資料等については、次の各号に掲げる事項を記載した一
覧表を作成する。

- 一 登録番号
- 二 著者名または編著者名
- 三 書名
- 四 出版社名または発行所名
- 五 除却理由（第3条各号）

3 除却処分は、年度末に行なうものとする。

（除却の処理）

第6条 所蔵図書資料等の除却処理は、次の各号に掲げる通りとする。

- 一 蔵書印および登録番号は、二重線で消した後に除却印を押印する。
- 二 背表紙のラベルは、除去するか、または二重線で消す。

2 除却した所蔵図書資料等を売却したときは、売却した年月日、数量、金額
および譲渡先を記録し、売却代金は、財務課に収納し、学校法人大東文化
学園の収入とする。

（除却の報告）

第7条 研究所長は、所蔵図書資料等を除却したときは、起案書に除却所蔵図書
資料等一覧を添付して大東文化大学学長に報告した後に、学校法人大東文
化学園理事長に報告するものとする。

（要領の改定）

第8条 この要領の改定は、運営委員会に諮り、経済学部教授会の議を経て、研
究所長が行なう。

附 則

（施行期日）

この要領は、平成29年4月1日から施行する。